

# 尼崎市都市計画審議会運営規程

昭和44年12月1日施行

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会条例（昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長選出の選挙)

第2条 条例第6条第1項の規定による選挙（以下「会長選出選挙」という。）は、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とし、その者を会長とする。

2 会長選出選挙により最多数を得た者が2人以上である場合における前項の当選人の決定は、くじで行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長選出選挙は、出席した委員（以下「出席委員」という。）の中で異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

4 前項の指名推選の方法を用いる場合においては、出席委員に対し、出席委員の中から会長として適任であると思われる者の推薦を募り、その推薦を受けた者を当選人とすべきかどうかを出席委員に諮り、出席委員全員の同意があった者をもって当選人とし、その者を会長とする。

5 第3項の指名推選の方法を用いた場合で、会長の選出が不調となったときは、第1項に規定する方法により会長を選出するものとする。

(会長の職務代理者)

第3条 条例第6条第3項の規定により会長の職務を代理する者で会長が指名するものの人数は、2人とする。この場合において、会長は、あらかじめ、その指名を受けた者による職務代理の優先順位を定めておくものとする。

(招集等)

第4条 会長は、条例第7条の規定により審議会を招集するときは、その開会の日（以下「開会日」という。）の7日前までに、会議の開催の日時及び場所並びに調査審議事項又は市長からの報告事項その他の必要事項を委員（議事に関係のある審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下「委員等」という。）に書面により通知するものとする。ただし、審議会を緊急に招集する場合その他開会日の7日前までに通知することが困難であると認める場合は、開会日の7日前の翌日から当該開会日の前日までにこれらの事項を委員等に通知して、審議会を招集することができる。

2 委員等は、事故等のため会議に出席することができないときは、その理由を付して、当該会議の開始時刻までに会長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合について準用する。この場合において、前2項中「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(会長選出前の議長)

第5条 条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第2条第1項又は第4項の規定により審議会の会長が選出される時までは、審議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が臨時に議長の職務を行うものとする。

（会議の公開等）

第6条 会議は、原則として、公開により行うものとする。ただし、審議会に付議される事件が次の各号のいずれかに該当するときは、その事件に限り会議を公開しないで行うことができる。

(1) 会長の選出に関すること。

(2) 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる情報が含まれている事件

(3) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる事件

2 前項第2号又は第3号のいずれかに該当するものとして同項ただし書の規定により会議を公開しないで行う場合は、あらかじめ、会長が審議会に諮り決定するものとする。

3 前項の規定による諮問及び決定は、会議においてのほか、会議の開催日の前日までに書面等により行うことができる。

4 前各項に規定するもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、会長が定める。

（オンライン会議の開催等）

第7条 会長（条例付則第3項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等のまん延防止措置の観点等から、会議の開催場所への委員等の参集が困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。

2 委員等は、オンライン会議に参加したときは、会議に出席したものとみなす。

（口頭意見陳述）

第8条 口頭意見陳述は、会長が必要であると認める場合は、審議会に諮りその実施を決定する。

2 口頭意見陳述の実施について必要な事項は、会長が定める。

（表決の方法等）

第9条 表決（第6条第3項の規定による決定を除く。）の方法は、投票、起立、挙手又は異議の有無の表明の4種類とし、会長が適宜これを用いる。

2 会長は、表決の結果を直ちに宣告しなければならない。

（会議録への記載事項）

第10条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 出席した委員等及び欠席した委員等の氏名

(3) 会議に出席した幹事及び担当職員の職及び氏名

(4) 会議に付された事件及びその内容

(5) 議事の概要及びその経過（要旨に限る。）

(6) その他会長が必要と認める事項

（会議録の確認者）

第 1 1 条 会議録を確認する委員は、その会議の議事に入る前に会長（条例付則第 3 項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第 2 条第 1 項又は第 4 項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第 5 条の規定により臨時に議長の職を行う事務局の職員）が指名する。

（庶務の処理について必要な事項等）

第 1 2 条 審議会の庶務の処理について必要な事項その他審議会の運営のために市長が行う手続等については、市長が定める。

（施行の細目）

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。ただし、会長が特に必要と認める事項については、審議会に諮って決める。

（分科会への準用）

第 1 4 条 第 1 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項（第 1 号を除く。）及び第 2 項から第 4 項まで、第 7 条並びに第 9 条から前条までの規定は、条例第 9 条第 1 項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第 1 条中「第 1 3 条第 2 項」とあるのは「第 1 3 条第 1 項」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第 4 条第 1 項中「会長は、条例第 7 条の規定により審議会」とあるのは「分科会長は、分科会」と、「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会臨時委員及び専属委員」と、同条第 2 項中「会長」とあるのは「分科会長」と、第 6 条第 2 項中「前項第 2 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 4 条において準用する前項第 2 号又は第 3 号」と、「同項ただし書」とあるのは「同条において準用する同項ただし書」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第 1 4 条において読み替えて準用する前項」と、同条第 4 項中「前各項」とあるのは「第 1 4 条において準用する第 1 項及び同条において読み替えて準用する前 2 項」と、第 7 条第 1 項中「会長（条例付則第 3 項の規定により市長が審議会を招集する場合は、市長）」とあるのは「分科会長」と、第 9 条中「第 6 条第 3 項」とあるのは「第 1 4 条において読み替えて準用する第 6 条第 3 項」と、第 9 条及び第 1 0 条第 6 号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第 1 1 条中「会長（条例付則第 3 項の規定により市長が審議会を招集する場合において、第 2 条第 1 項又は第 4 項の規定により審議会の会長が選出される時までは、第 5 条の規定により臨時に議長の職務を行う事務局の職員）」とあるのは「分科会長」と、前条中「は、会長」とあるのは「（会議の開催日時等の公表等、会議資料の配付及び公表並びに会議録の要旨の公表に関する事項を除く。）は、分科会長」と、同条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和 4 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

<以下改正付則>

付 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和51年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成15年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この規定は、令和3年8月19日から施行する。